

資料編

1. かつらぎ町地域福祉計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 かつらぎ町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定にあたり、住民等の幅広い意見を聴取し反映させるため、かつらぎ町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の立案、策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (3) 社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表
- (4) 町民公募により選考された者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了したときに解任されるものとする。ただし、任期中であっても、委員を受けるべき役職を離れたときは、委員の職を失うものとして、その後任の役職者に対して引き続き委嘱することができるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議に出席させて意見を聴き、

又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年4月3日から施行する。

2. かつらぎ町地域福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

選出団体及び役職名	氏名
和歌山大学経済学部准教授	金川 めぐみ(副会長)
かつらぎ町医師会会長	北林 佳憲
かつらぎ町歯科医師会会長	内田 憲二
かつらぎ町自治区長会会長	中前 光雄(会長)
かつらぎ町民生児童委員協議会副会長	鍛冶 二郎
かつらぎ町老人クラブ連合会会長	吉村 正樹
かつらぎ町身体障害者会会長	木村 敏明
かつらぎ町障がい児者父母の会会長	北 眞由美
かつらぎ町ボランティア連絡協議会会長	東 智珠子
社会福祉施設(高齢者)	清水 俊博
社会福祉施設(障害者)	井端 郁人
社会福祉施設(児童)	泉 昭
橋本保健所長	池田 和功
社会福祉協議会 会長	大浦 達雄

3. 第2次かつらぎ町地域福祉活動計画策定委員会要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域住民や当事者団体、ボランティア等が相互に協力して、かつらぎ町の地域福祉を推進するために活動・行動する第2次かつらぎ町地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、第2次かつらぎ町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 計画策定に必要な実態やニーズ把握、問題・課題の整理、分析等に関すること
- (2) 計画策定にかかる関係機関の連絡調整に関すること
- (3) 計画骨子案・素案のまとめ
- (4) その他計画策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員で組織し次に掲げる者の内から本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療または福祉施設等の関係者
- (3) 社会福祉を目的とする団体または事業者の代表者
- (4) その他本会会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときに満了されるものとする。ただし、任期中であっても、委員を受けるべき役職を離れたときは、委員の職を失うものとして、その後任の役職者に対して引き続き委嘱することができるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長は委員会を代表し会務を統括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月5日から施行する。
- 2 最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず本会会長が招集する。

4. かつらぎ町地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略)

選出団体及び役職名	氏名
和歌山大学経済学部准教授	金川 めぐみ(副会長)
かつらぎ町医師会会長	北林 佳憲
かつらぎ町歯科医師会会長	内田 憲二
かつらぎ町自治区長会会長	中前 光雄(会長)
かつらぎ町民生児童委員協議会副会長	鍛冶 二郎
かつらぎ町老人クラブ連合会会長	吉村 正樹
かつらぎ町身体障害者会会長	木村 敏明
かつらぎ町障がい児者父母の会会長	北 眞由美
かつらぎ町ボランティア連絡協議会会長	東 智珠子
社会福祉施設(高齢者)	清水 俊博
社会福祉施設(障害者)	井端 郁人
社会福祉施設(児童)	泉 昭
橋本保健所長	池田 和功
かつらぎ町住民福祉課課長	前田 恵三

第2次かつらぎ町地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成31年3月 発行

(発行) かつらぎ町 住民福祉課

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

TEL : 0736-22-0300 FAX : 0736-22-6432

(発行) 社会福祉法人 かつらぎ町社会福祉協議会

〒649-7121 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2338 番地の2

TEL : 0736-22-4311 FAX : 0736-22-6898